

医政第 1270 号
令和 4 (2022) 年 2 月 25 日

各医療機関の管理者 様

栃木県保健福祉部医療政策課長

医療機能情報の項目改正について

本県の保健医療行政の推進について、日頃から特段の御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、令和 3 年 3 月 30 日付け医政発 0330 第 8 号「医療法施行規則の一部を改正する省令の施行等について」において、医療機能情報の提供項目の一部が改正されたことに伴い、本県の「とちぎ医療情報ネット」の掲載項目も修正しましたので、お知らせします。

各医療機関におかれましては、下記のとおり貴医療機関の掲載情報に修正がないか確認の上、必要に応じ修正をくださるようお願いいたします。

記

1 確認・修正方法

(1) とちぎ医療情報ネットの掲載内容を確認。

改正のあった項目は添付「改正項目一覧」のとおり。

(2-1) 【修正ありの場合】

とちぎ医療情報ネットから修正（操作方法は添付「操作マニュアル」参照）。

(2-2) 【修正なしの場合】

医療機関で実施していただく事項なし。医療政策課への連絡及び報告は不要。

2 その他

御不明な点がございましたら、下記宛て御連絡ください。

【問い合わせ先】

医療情報ネットの操作方法：操作ヘルプデスク (0120-121-171)

上記以外の問い合わせ：医療政策課医療指導担当 (028-623-3085)